

国民年金保険料の免除・猶予申請について

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、国民年金に加入し、保険料を納めることで、老齢基礎年金や万が一の場合の障害基礎年金、遺族基礎年金が受け取るようになります。

しかし、収入の減少や失業等により保険料を納めることが困難な場合は、保険料を免除または猶予する制度があります。

審査の結果、免除・猶予と認定された場合、年金の受給資格期間に認定期間分が算入されますが、将来もらえる年金額としては、免除は一部しか反映されず、猶予については、すべて反映されませんので注意が必要です。

※本免除・猶予を受けた場合、10年以内であれば保険料をさかのぼって支払う（追納）ことができます。

■対象者

本人、配偶者及び世帯主それぞれの前年所得が、一定額以下の場合や失業した場合など、申請者本人が免除を受けることができます。

また、免除に該当しない場合でも、50歳未満の人で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に猶予されます。

詳細については、年金事務所までお問合せください。

■申請期間について

令和2年度の国民年金保険料の免除等申請を希望される人は7月1日以降に申請の手続を行ってください。

免除等の申請期間は、令和2年7月分から翌年の6月分までです。また、過去2年（申請月の2年1カ月前の月分）までさかのぼって申請することができます。例えば、令和2年7月に申請する場合は、平成30年6月分までさかのぼって申請できます。

■申請に必要な書類

- ・国民年金保険料免除・納付猶予申請書（市区町村役場・年金事務所等窓口にもあります）
- ・失業などを理由とするときは、雇用保険受給者証の写し等
- ・マイナンバーにより申請される人は、マイナンバーカードの写しなどの本人確認書類

■お問い合わせ

- ねんきんダイヤル ☎0570-051165
- 日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp>
- 旭川年金事務所
- 年金の加入手続き、納入相談など ☎0166-2711611
- 年金相談の予約など ☎0166-7215004
- 税務住民課年金担当 ☎4-2511
- 内線116・117
- ☆4-251103

お知らせ

65歳以上で住民税非課税世帯の人の介護保険料が軽減されます。

令和元年10月から消費税が10%に引き上げられたことに伴い、公費によって、第1号被保険者（65歳以上の人）で住民税非課税世帯（保険料所得段階第1〜3段階）の人の介護保険料が軽減されます。介護保険料は下記のとおりになります。

■お問い合わせ

- 税務住民課
- 税務・収納グループ ☎4-2511内線115
- ☆4-251103
- 保健福祉課
- 保健・介護グループ ☎4-2511
- 内線614・617

令和元年度	
第1段階	24,700円
第2段階	41,200円
第3段階	47,800円



令和2年度	
第1段階	19,800円
第2段階	33,000円
第3段階	46,200円